

## 第 2 期実行 5 年計画における市民事業等支援制度の物品費・資機材費の考え方（案）

## ＜基本的な考え方＞

物品費及び資機材費の区分については、原則、活動に必要な用具、材料及び消耗品類は物品費とし、ガソリンなどの燃料や電気等を必要とする機械や機器については機資材費とするが、価格や耐用年数などにより、下表のとおり区分することとする。

	物 品 費	資 機 材 費
基準の考え	次のいずれかに該当するもの。 ・特別対策事業及び普及・教育事業、調査研究事業に必要な概ね 2 万円以下の用具 ・耐用年数が 3 年未満の機械・器具 ・材料、燃料などの消耗品	次のいずれかに該当するもの。 ・特別対策事業及び普及・教育事業、調査研究事業に必要な概ね 2 万円以上の用具 ・耐用年数が 3 年以上の機械・器具 ・ <u>高度の技術や資格等を必要とする機材</u>
主な対象品目／例示	＜特別対策事業＞ ・鎌、鉋、鋸、鋏等の作業用具 ・ヘルメット、安全ベルト等の安全用品 ・苗木、種駒、炭窯用レンガ、水質浄化ブロック等の材料・資材 ・チェーンオイル、ガソリン等の燃料費 ・トラロープ、巻尺、ポール、シュロ縄、胴長、捕獲網など、その他消耗品等	＜特別対策事業＞ ・ <u>チェーンソー刈払い機</u> ・ <u>「ひっぱりだこ」などの簡易集材機</u> ・ポケットコンパス（小型測量機） ・移動式小型チップパー ・簡易製材機（末口 18cm 程度までのもの）
	＜普及・教育事業＞ ・イベント用、学習教材用パネル及び DVD 教材、実験装置等の製作材料・資材 ・ハンドマイク ・木工教室、野外学習用の材料・資材 ・その他消耗品	＜普及・教育事業＞ ・電動のこ、サンダーなどの木工工具 ・発電機
	＜調査研究事業＞ ・簡易な水温計、p h 測定器等の計測機器 ・試験管、ビーカー等の試験用品 ・パックテスト、p h 試験紙など試験資材 ・画板、野帳、胴長、捕獲網、その他消耗品	＜調査研究事業＞ ・水温計、p h 測定器等の計測機器 ・顕微鏡 ・水質等測定機器
対象外品目	◇ 直接的な経費として認め難いもの：倉庫、簡易テントなど ◇ 過剰設備と判断できるもの：軽トラック等自動車など ◇ 市民事業に限定した利用が困難なもの：パソコン及び周辺機器、デジカメなど ◇ 市民活動には過大なプロ使用のもの*1：林内作業車、高性能林業機械、製材機、小型重機など ◇ 市民自らが準備する方が相応しいもの：作業服、作業靴など	
備考	*1：必要に応じ、補助対象経費であるレンタル料を加算。	